

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 2 年 1 月 2 7 日

奄美市農業委員会

第 1 回定例総会議事録

署名委員 西 盛満

署名委員 前山 重一郎

## 奄美市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 招集日時 令和2年1月27日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1		9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

岸田 国広

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平  
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・2月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 4 号 非農地認定についての決定について  
議案第 5 号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の  
決定について  
議案第 6 号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の  
決定について  
議案第 7 号 笠利地域農用地利用集積計画(中間管理機構)の  
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。  
これから、令和2年第1回定例総会を開会いたします。  
それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、6番 西 委員と、7番前山 委員のお二人  
を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第1号から議案第7号までの7件を予  
定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており  
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたし  
ます。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

NO. 1 につきましては、売買による所有権移転の許可申請でございます。

申請地は4筆で面積391㎡でございます。

受人は現在も農業を営んでおり規模拡大のためと判断いたします。

農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

6番

(西委員)

NO. 1の受人について、1月25日土曜日11時頃、申請地の畑でお話を聞くことができました。

土地の取得理由としては、本人の果樹園の隣接地にあるため、規模拡大に向けて購入したいという事です。土地の所在及び権利の設定に係る対価等記載内容については間違いないという事です。

渡し人について、1月25日土曜に午前10時20分頃自宅で聞き取り調査をしました。

土地を手放す理由としては今後、農業はしないとの事であります。

土地の所在及び権利の設定に係る対価等の記載については間違いないという事です。

土地について、1月25日11時頃確認をしました。

資料の7ページにありますように申請地の隣は、譲受人の畑となっており、申請地は膝下くらいの草が生えている状態です。以上報告終わります。

農地法第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

8番

(前田委員)

対価の関係ですけど、10aあたりの金額ですか。

6 番	<p>(西委員)</p> <p>10aあたりの金額です。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他に、ご質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに賛成の方の挙手を求めます</p> <p>(全員挙手)</p> <p>よって議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第4</p> <p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>農地法第4条のNO.1につきましては、申請人の所有する土地、28㎡を一般住宅としての転用申請で、土地造成面積は160㎡で2筆になっております。</p> <p>その内の1筆は132㎡で宅地になっており、残りの28㎡が農地であるため申請に至っております。</p> <p>申請地は市役所から北北東に約5.8kmに位置し、周囲は住宅に囲まれております。</p> <p>土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。以上1件でございます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p>

	<p>それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます</p>
1 4 番	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請NO. 1の譲受人、及び土地について調査報告をします。</p> <p>譲受人に1月18日午後5時40分頃に会い、話を聞くことができました。</p> <p>この書面に記載してある事項についてはまちがいないとの事でした。譲受人は県外から11月にUターンして姉さんの家に同居していますが、早急に自分の住まいを建設したいとの事です。</p> <p>2月か3月に着工してできるだけ早く完成させたいとの事です。現在はアルバイトで定職はないとこ事でした。</p> <p>土地について説明します。</p> <p>区画整理事業で行われた区画内の一部で空き地になっており、短い雑草が生えている程度で事前着工もなく問題はないと思います。</p> <p>今回28㎡が申請面積ですが隣接している17番15号と併用して建築するという事で建築面積が確保できるとの事でした。以上報告いたします。</p> <p>皆様方のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
9 番	<p>(栄委員)</p> <p>申請者の印鑑がないのですが書類上よろしいのですか。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>本申請については、委任状も提出され代理申請が行われているので、本人の押印は必要ありません。</p>
9 番	<p>(栄委員)</p> <p>はい分かりました。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果これを許可することに決定いたしました。

日程第5

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

20ページをお開き下さい。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請のNO.1につきましては、渡し人の所有する土地、414㎡を受人が車庫を建設するため譲り受けたいという申請です。

申請地は市役所から南に2.4kmに位置し都市計画区域内で周囲は国道と住宅に囲まれております。土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

議長

(吉会長)

それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます

11番

(中山委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNO.1について報告いたします。

1月21日14時に受人の事務所で直接本人と面談し、申請書の内容を確認いたしました。

売買金額や建築費等申請書のとおり間違いがないことを確認いたしました。



事業計画の工期が1ヶ月と短い期間である事をお尋ねしますと、本人が建設業であり、本事業所で建設するため期間内には終わるという事で、申請内容には間違いありませんという事でございました。

続いて土地について報告します。

同日21日14時30分に受人と同伴で土地の確認を行いました。

土地は受人の事業所から5軒隣の山裾で、車庫や倉庫としての利用には問題ないものと考えます。委員の皆様のご審議、よろしく申し上げます。

事務局

(用稲局長)

農地法第5条に係る調査報告をいたします。

1月21日17:20に千葉県にお住まいの譲渡人に電話にてお話しを聞くことが出来ました。

譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いのないとの事と、代理人を立てて申請した事も確認いたしました。

委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果これを許可することに決定いたしました。

日程第6

議案第4号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局	<p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>議案第4号非農地の認定について、NO.1につきましては現況が山林化しており耕作には非常に困難なことから、農地として利用出来ないため証明願でございます。申請地は2筆で882㎡となります。</p> <p>詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いたします。以上1件でございます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
9番	<p>(栄委員)</p> <p>申請人は、長年農業もやっておられず、他の仕事もできないような状態で、外に出られず家にいる状況です。</p> <p>写真にもありますように、草木が覆い繁って農地には向かないと思います。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
7番	<p>(前山委員)</p> <p>この場所は山ではなく海岸沿いで、平場になりますか。</p>
9番	<p>(栄委員)</p> <p>海岸沿いで、傾斜の付いた場所になります。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第4号非農地の認定については、これを認めることにご異議ございませんか。異議がなければ挙手をお願いいたします。</p>

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第5号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第5号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第5号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第8

議案第6号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、

<p>事務局</p>	<p>を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(竹田笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第6号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第9</p> <p>議案第7号 笠利地域農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第7号 笠利地域農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第7号 笠利地域農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和2年 1月27日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳